

## 羅臼町認証店制度 実施要項

### 1 認定基準について

- (1) 羅臼産の特産品を羅臼町内の事業者と積極的に取引し、店舗でのメニューに活用するなど羅臼産食材の利用実績があること。
- (2) 店舗等において、羅臼町の魅力発信に貢献する意思があること。
- (3) 羅臼町商工会水産加工部会もしくは町内事業者の推薦があること。
- (4) 町長が特に必要と認めた事業者であること。

※認定にあたっては、(1)～(3)全てを満たさなければならない。

※羅臼産食材の利用実績における数量・金額に基準は定めない。

### 2 「羅臼産」の定義

施行規則中の「羅臼産」とは、次のとおりとする。

- ① 羅臼町内で水揚げ及び生産されたもの。
- ② 羅臼町内で加工・製造・製品化されているもの。水産加工品にあたっては、原則①を主原料とし加工された製品をいう。
- ③ その他町長が適当と認めたものとする。

### 3 認定申請について

- (1) 羅臼町の認証店登録を希望する町外事業者は、下記の書類等を羅臼町産業創生課へ提出しなければならない。
  - ① 羅臼町認証店登録申請書(様式1号)
  - ② 店舗の雰囲気がわかる画像 ※外観・内装問わず
  - ③ 店舗をPR・宣伝するもの(例:ショップカード・フライヤー・パンフレット) ※任意
- (2) 既に提出した申請内容に変更が生じたときは、すみやかに羅臼町役場産業創生課へ届け出を行わなければならない。
- (3) 認定申請に要する登録料等の負担金は発生しない。

### 4 認定者について

認定者は羅臼町長とする。なお、認定基準に基づき審査できない場合については、羅臼町商工会水産加工部会もしくは町内事業者へ必要に応じ意見を求めることができる。意見を求められた羅臼町商工会水産加工部会もしくは町内事業者は、登録申請が認定に適するか否かの意見書(任意様式)を羅臼町産業創生課に提出する。

## 5 認定期間について

原則認定を受けた当該年度から起算して2年間を経過した年度末までとする。  
年度の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までという。

## 6 更新申請について

引き続き認定を受けようとするときは認定期間最終年度の2月末日までに羅臼町産業創生課の通知に基づき、更新申請書（様式第2号）を提出することとする。通知は認定期間最終年度の1月末日を目途に送付する。なお、更新に伴う更新料等の負担金は発生しない。

## 7 認定証及び宣伝資材について

羅臼町認証店として認定された場合は、店舗に対し認定証（様式第3号）を交付する。また、宣伝資材を付与する。

宣伝資材は、当面店舗名が刻印された「認証プレート」とする。宣伝資材の追加付与、認証プレートのデザイン変更は予告なく行うことがある。宣伝資材は認定後、羅臼町産業創生課より発注し指定の住所に送付する。

## 8 認証店の責務

- (1) 認定を受けた店舗は、「認定証」もしくは「宣伝資材」を店内に設置もしくは掲示しなければならない。
- (2) 認定を受けた店舗は、料理の品質維持向上と健全な運営に努めることとする。
- (3) その他羅臼町PRに資する活動を行う。

## 9 認証店に対する町の責務（認証店舗の周知及び認証店舗の拡大）

- (1) 登録された認証店について SNS・メディア等を活用し、年間を通し広く周知しなければならない。  
（例：羅臼町公式フェイスブック、羅臼町ホームページ等）
- (2) 認証店の拡大に向けて関係機関に対する周知を年1回以上行うこととする。（羅臼町商工会・羅臼町水産加工振興協会・知床らうす特産品販売振興会・（一社）知床羅臼町観光協会他）
- (3) その他羅臼町PRに資する活動を行う。

## 10 その他

認証店制度を効果的に運用するために、年1回のアンケートを実施することを予定する。（活用及び広報事例・認証を受けたことによるメリット・町への意見要望等）